

令和2年4月26日

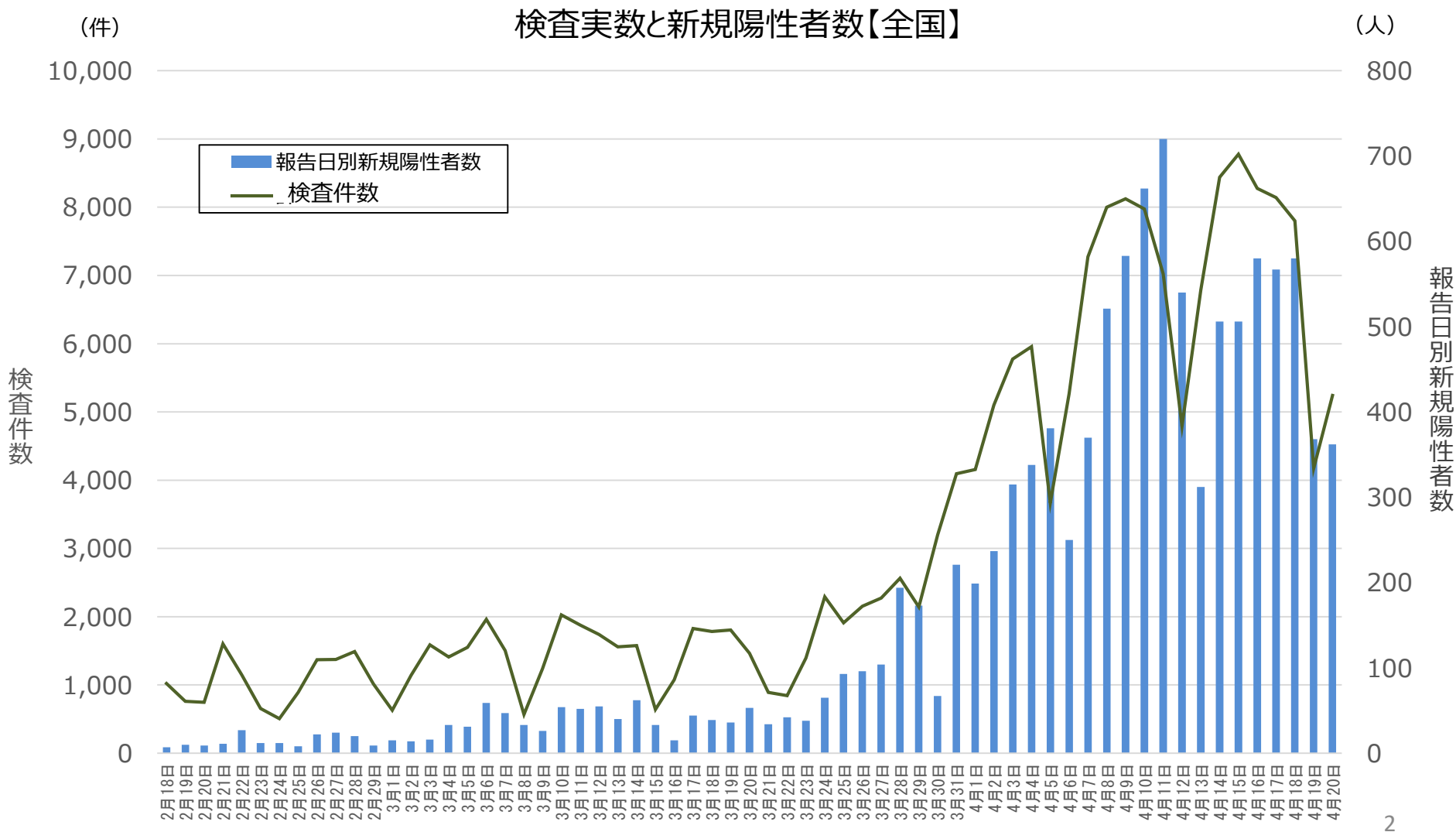
PCR検査に係る人材に関する懇談会 資料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた PCR検査に係る人材について

新型コロナウイルス感染症の発生状況と PCR検査の状況

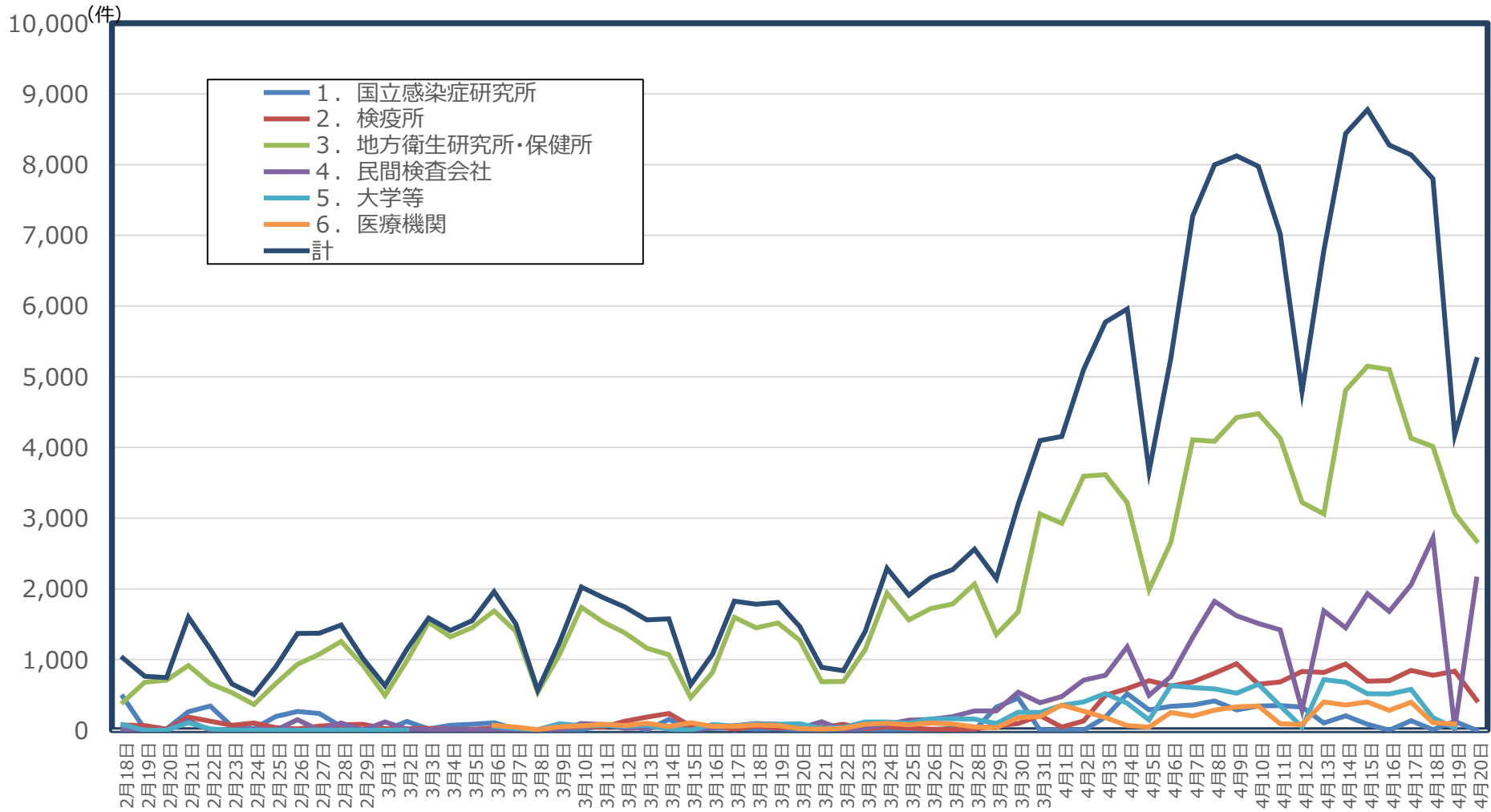
新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

○ 新型コロナウイルス感染症の国内における新規陽性者数は増加しており、検査件数も増加している状況である。



国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 (2月18日以降、結果判明日ベース)

- 新型コロナウイルスに係るPCR検査は増加傾向にある。
- 4月以降は民間検査会社も増えているが、地方衛生研究所・保健所を中心に行われている。

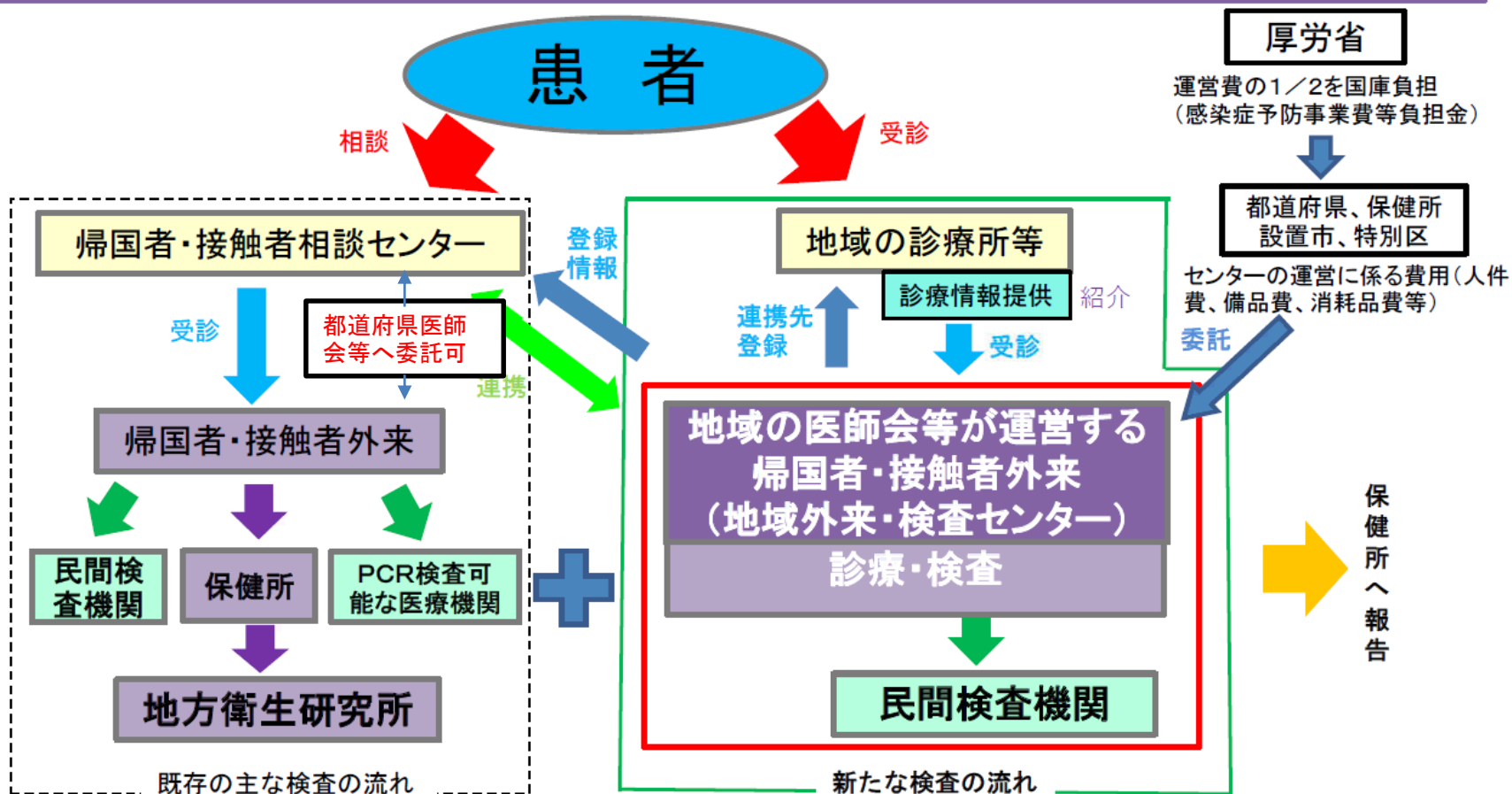


※1 4月3日以降の検疫所の数値は速報値(航空機及び船舶の到着日ベース)。
 ※2 4月20日の大学等及び医療機関の数値は調査中。
 ※3 上記の数値は暫定値であり、変更される可能性がある。

都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

第2回新型コロナウイルス対応に関する医療関係団体及び厚生労働省による協議会資料
(令和2年4月23日) 一部改変

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を設け、PCR検査体制を増強する。
- 委託費の2分の1は国が負担。



帰国者・接触者相談センター、PCR検査の都道府県医師会等への委託について

都道府県等は、帰国者・接触者相談センターの相談業務及び行政検査としてのPCR検査を、都道府県医師会等に委託可能。

帰国者・接触者相談センターの委託

- 都道府県等は、**帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託可能。**
(帰国者・接触者外来を設置している医療機関への業務委託も可能)
- 委託方法の例
 - ・ 特定の曜日や時間帯の相談への対応、医療機関からの相談や医学的知見が必要な相談への対応等の一部業務のみを委託。
 - ・ 保健所以外の場所での電話対応（その場合は住民への周知を適切に行う）

令和2年3月11日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「帰国者・接触者相談センターの運営について」

地域外来・検査センターの委託

- 都道府県等は、帰国者・接触者外来等の医療機関に対して、行政検査であるPCR検査を委託可能。
- 加えて、更なる検査体制整備のため、**都道府県医師会・都市医師会等に対して、行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）の運営を委託可能。**
 - ・ 委託にあたっては、センターの運営にかかる人件費、備品費、消耗品等の費用。医療従事者への労災保険料、民間保険料等も委託料に含めることが可能。
当該委託料は都道府県を通じて国の補助対象。また、センターで使用する个人防护服等も国庫補助の対象。
- 地域外来・検査センターにおいて地域の診療所等を事前に連携先登録されている場合であって、都道府県が設置する帰国者・接触者相談センターと情報共有等の連携がなされている場合は、**地域診療所等から地域外来・検査センターに患者を直接紹介可能。**
 - ・ 地域の診療所等が、診療に基づき患者の同意を得て、地域外来・検査センターに患者を紹介した場合は、診療情報提供料の算定対象となる。
- 地域の診療所等から地域外来・検査センターへ紹介する際、及び地域外来・検査センターがPCR検査の結果や氏名・住所等の情報を保健所に報告する際は様式の統一化による業務量軽減の観点から、事務連絡に添付した診療応報提供書の様式を原則使用する旨周知。

令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」

令和2年4月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・都市医師会等への運営委託について」

歯科医師によるPCR検査の実施について

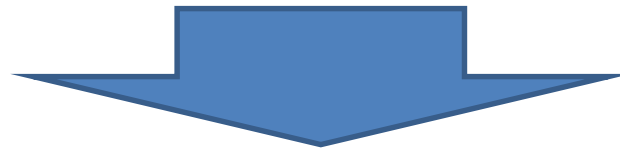
歯科医師によるPCR検査の可否について

<「医業」と「歯科医業」について>

- 医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされており、ここにいう「医業」とは、当該行為を行うにあたり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を、反復継続する意志をもって行うことであると解している。
- 歯科医師法第17条においては、「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない」とされており、ここにいう「歯科医業」に関しては、医業の解釈に準じて解釈される。
- ある行為が「歯科医業」に該当するかについては、実際の状況等に応じて個別具体的に判断する必要があるが、歯科医療とは無関係に行われる医行為は、「歯科医業」の範疇を超えるものであり、歯科医師が行うことはできないものと解される。

<PCR検査の位置づけについて>

- 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のために行う鼻腔・咽頭の拭い液の採取については、「歯科医業」の範疇を超えており、これまで歯科医師が行うことはできないものと解している。



- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、今後もPCR検査の需要が増加することが想定されるなか、医療提供体制を維持するためにも、口腔領域に知見を有する歯科医師にも検体採取に参加いただくことで検査体制を充実・強化することが急務
- 従来からの医師法の解釈との関係について整理が必要（医師法に抵触する行為が違法性阻却され得るか否かについての検討）

1. 基本的な考え方

- ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。
- 形式的に法律に定められている違法性阻却事由を超えて、条文の直接の根拠なしに実質的違法性阻却を認める。
- 具体的には、生じた法益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担っているか否かを判別する作業を行う。

2. 違法性阻却の5条件

- ① 目的の正当性
：単に行行為者の心情・動機を問題にするのではなく、実際に行われる行為が客観的な価値を担っていること
- ② 手段の相当性
：具体的な事情をもとに、「どの程度の行為まで許容されるか」を検討した結果として、手段が相当であること
- ③ 法益衡量
：特定の行為による法益侵害と、その行為を行うことにより達成されることとなる法益とを比較した結果、相対的に後者の法益の方が重要であること
- ④ 法益侵害の相対的軽微性
：当該行為による法益侵害が相対的に軽微であること
- ⑤ 必要性・緊急性
：法益侵害の程度に応じた必要性・緊急性が存在すること

3. これまでの違法性阻却の例

- これまで、医師法17条との関係で違法性が阻却され得ると整理された例としては、以下のようなものがある。
 - ・ 非医療従事者によるA E Dの使用
 - ・ 科学災害・テロ時における非医療従事者による解毒剤自動注射器の使用
 - ・ 特別養護老人ホームや在宅における介護職員等による喀痰吸引等の実施

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）

C-4 感染と免疫

C-4-1) 感染

- ① 細菌、真菌、ウイルス及び原虫の基本的な構造と正常を説明できる。
- ② 細菌、真菌、ウイルス及び原虫のヒトに対する感染機構と病原性を説明できる。
- ③ 感染症の種類、予防、診断及び治療を説明できる。
- ④ 滅菌と消毒の意義、種類及び原理を説明できる。
- ⑤ 化学療法の目的と原理及び化学療法約の作用機序並びに薬剤耐性機序を説明できる。

E-2 口腔・顎顔面領域の状態と疾患

E-2-1) 頭頸部の基本構造と機能

- ① 頭頸部の体表と内臓の区分と特徴を説明できる。
- ② 頭蓋骨の構成と構造を説明できる。
- ③ 咀嚼筋、表情筋及び前頸筋の構成と機能を説明できる。
- ④ 頭頸部の脈管系を説明できる。
- ⑤ 脳神経の走行、分布及び線維構成を説明できる。
- ⑥ 顎関節の構造と機能を説明できる。
- ⑦ 下顎の随意運動と反射を説明できる。
- ⑧ 咀嚼の意義と制御機構を説明できる。
- ⑨ 嚥下の意義と制御機構を説明できる。
- ⑩ 嘔吐反射と絞扼反射を説明できる。
- ⑪ 咽頭と喉頭の構造と機能を説明できる。
- ⑫ 扁桃の構造、分布及び機能を説明できる。

（参考）歯科医師国家試験出題基準（平成30年度）

○総論 I 保健・医療と健康増進

7 感染症対策

ア 感染症対策と疫学

（感染症の疫学、感染症の予防、院内感染対策）

○総論 II 正常構造と機能、発生、成長、発達、加齢

4 頭頸部の構造

ア 頭頸部の部位

イ 頭頸部の骨格系

ウ 頭頸部の筋系

エ 頭頸部の脈管系

（動脈系、静脈系、リンパ系）

オ 頭頸部の内臓系

（口腔、唾液腺、舌、扁桃、咽頭、喉頭）

カ 頭頸部の神経系

キ 頭頸部の局所解剖（画像解剖、組織隙＜筋膜隙＞）

○総論 IV 検査

3 検体検査

ア 検体検査

（一般臨床検査、血液学検査、免疫血清学検査、微生物学検査、病理検査、染色体・遺伝子検査）

イ 検体の採取・保存・確認

歯科医療における口腔・顎顔面領域の診療について

- 歯科医師の主な診療領域は口腔であるが、鼻腔・口腔・咽頭は連続する領域であり、必要に応じて医師と連携しながら鼻腔や咽頭周囲の治療に歯科医師が関わっている。

(例1) 口腔粘膜疾患

- ◆ 歯科医療機関を受診する患者において、口内炎はよくみられる疾患である。

(カタル性口内炎)



出典：口腔外科学（第4版）；医歯薬出版

- ◆ 終末期には、重度の口腔乾燥症が見られることも多く、医師と連携しながら歯科医師が周術期口腔機能管理を実施している。

(重度の口腔乾燥症)



出典：全国共通がん医科歯科連携講習会テキスト

(例2) 鼻咽腔部補綴装置

- ◆ 鼻咽腔部の組織欠損あるいは機能障害による鼻咽腔閉鎖不全に対しては、歯科医師は各種鼻咽腔部補綴装置を製作、装着し機能回復を図る。

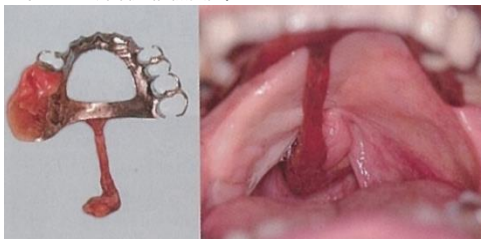
(軟口蓋挙上型鼻咽腔部補綴装置)



(塞栓型鼻咽腔部補綴装置)



(バルブ型鼻咽腔補綴装置)

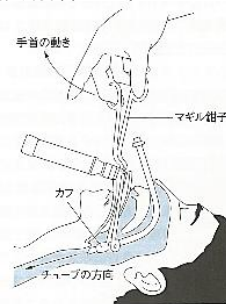


出典：口腔外科学（第4版）；医歯薬出版

(例3) 口腔領域の手術に対する全身麻酔

- ◆ 口腔領域の手術では、歯科医師（歯科麻酔科医）が、経鼻挿管により全身麻酔を実施している。

(経鼻挿管の方法)



(経鼻ファイバー挿管の方法)



出典：歯科麻酔学（第8版）；医歯薬出版

歯科医師によるPCR検査のための鼻咽頭の拭い液の採取について（案）

- 歯科医師は、歯科医業において口腔内の各種処置を実施しており、そうした観点からは、医業の範疇であっても、一定の安全性を持って口腔内の処置を実施することが可能と考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は口腔内の処置に知見を有していることを前提に、従前の実質的違法性阻却の考え方を踏まえると、歯科医師によるPCR検査のための鼻腔・咽頭の拭い液の採取が医師法第17条との関係で違法性阻却されるかどうかについては、以下の条件に照らして判断する必要があるものと考えられる。
 - ① 他の職種（医師、看護職員、臨床検査技師）による実施が困難であること。
 - ② 直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況下であること。
 - ③ 本来実施することのできない歯科医師が検体採取を行うことについて患者が同意していること。
 - ④ 適切な処置を行うために必要な教育研修を受けた歯科医師が実施すること。
- ②の緊急性のみならず、今後の更なる感染拡大を見越し、医療提供体制を維持するためにPCR検査に係る医療従事者の負担を分散・軽減するという観点も加味すれば、医師や看護職員のリソースを患者の治療に充てるため、口腔領域に一定の能力を有する歯科医師が検体採取を実施することについて、やむを得ないものとして取り扱うこととしてはどうか。
- 上記の違法性阻却の考え方を踏まえ、歯科医師が検体採取を実施する場合は、下記（1）～（3）の条件を満たした上で実施することとしてはどうか。

（1）感染が拡大し、歯科医師による検体採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること

⇒ 時限的・特例的な取り扱いとする

※ 緊急事態宣言期間中や、感染拡大によりPCR検査の必要数が増大している状況等

⇒ 場所・状況の限定

※ 地域に設置したPCR検査センターであって、検体採取に必要な医師、看護職員、臨床検査技師の確保が困難な場合

（2）安全性を担保した上で検体採取が実施されるために、実施者が必要な教育・研修を受けていること

⇒ PCR検査の流れ、新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴、感染防護策、検体採取時の留意点等に関する研修を想定

（3）実施に当たっては患者の同意を取ること

○ 適切な検査体制を確保する観点から、研修は以下の要件を満たすものとしてはどうか。

◆ 研修内容：以下の内容を含むものとする。

1. 鼻・口腔・咽頭部の解剖
2. 新型コロナウイルス感染症に関する感染管理、適切なPPEの装着方法 等
3. 検体採取方法の実際
4. 検体採取による合併症（鼻出血への対応等）への対応 等

◆ 研修時間：2時間程度